三次市告示第27号

三次市避難行動要支援者名簿等取扱要綱を次のように定める。

令和4年3月3日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市避難行動要支援者名簿等取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、三次市避難行動要支援者名簿に関する条例(令和3年三次市条例第2号。以下「条例」という。)及び三次市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則(令和3年三次市規則第26号。以下「規則」という。)に定める名簿及び名簿情報の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示における用語は、条例及び規則の例による。

(名簿に記載する事項)

第3条 条例第4条第2項第7号の名簿に掲げる事項及び名簿情報の記載内容は ,別表第1のとおりとする。

(名簿情報の提供)

- 第4条 条例第5条第1項の名簿情報の提供は、原則として年2回行うものとする。ただし、年2回の提供の間に名簿情報の修正が生じた場合は、必要に応じ、市から関係する避難支援等関係者に対して、修正事項を通知するものとする。
- 2 名簿情報は、原則として紙媒体により提供するものとする。

3 名簿情報は、避難支援等関係者の職務、管轄地域、避難支援等の必要性等に 応じ、必要最小限の事項を提供するものとする。

(名簿情報の利用)

第5条 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、条例第6条第1項に規定 する個別避難計画の作成を含め、名簿情報を避難支援等に利用するものとす る。

(認定要支援者の認定)

- 第6条 規則第3条各項の認定要支援者の認定に係る手続きは、次の各号のとおりとする。
 - (1) 本人又はその代理人(本人の直系血族,同居の親族又は法定代理人。以下「本人等」という。)は、認定要支援者の認定を受けようとする場合は、原則として避難支援等関係者を介して、避難行動要支援者(認定要支援者)認定申出書(様式第1号)により市長に申し出るものとする。
 - (2) 市長は、前号の申出を受理した場合は、別表第2の認定基準により審査し、本人等に対して、避難行動要支援者(認定要支援者)認定審査結果通知書(様式第2号)により結果を通知するものとする。
 - (3) 前号の規定により認定された本人等は、認定要支援者たる特別の事情がなくなった場合又は死亡若しくは転出した場合その他避難支援等を要しなくなった場合は、原則として避難支援等関係者を介して、避難行動要支援者(認定要支援者)認定取消申出書(様式第3号)により速やかに市長に申し出るものとする。
 - (4) 市長は、前号の申出を受理した場合又は規則第3条第5項の規定により認定を取り消した場合は、当該認定要支援者が死亡又は転出した場合を除き、当該認定要支援者に対して、避難行動要支援者(認定要支援者)認定取消通知書(様式第4号)により認定の取消しを通知するものとする。

(誓約書の提出)

- 第7条 規則第4条に規定する誓約書は、避難支援等関係者が名簿情報の提供を 受ける際(更新した名簿の受領を含む。)に、市長に対し、避難行動要支援 者名簿情報受領書兼誓約書(様式第5号)を提出するものとする。
- 2 避難支援等関係者は、更新した名簿の受領に際し、更新前の名簿を市に返還

するものとする。

(名簿情報の提供の拒否)

- 第8条 規則第5条各項に規定する名簿情報の提供の拒否に係る手続きは、次の 各号のとおりとする。
 - (1) 本人等は、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを望まない場合は 、市長に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供することを望まない旨(拒 否)の申出書(様式第6号)により申し出るものとする。
 - (2) 前号の申出をした者が、当該申出を撤回しようとするときは、市長に対し、避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回申出書(様式第7号)により申し出るものとする。
 - (3) 市長は、前号の申出を受理した場合であって申出の内容が適正と認められる場合は、名簿情報に当該申出をした者を追加し、第4条各項の規定により、避難支援等関係者に提供するものとする。

(名簿記載事項の変更)

- 第9条 名簿記載事項の変更に係る手続きは、規則第6条に定めるほか、次の各 号のとおりとする。
 - (1) 本人等は、名簿記載事項に変更が生じたときは、市長に対し、避難行動要支援者名簿記載事項変更申出書(様式第8号)により申し出るものとする。
 - (2) 市長は、前号の申出を受理した場合であって申出の内容が適正と認められる場合は、名簿記載事項を変更するものとする。

(名簿情報の漏えい防止措置)

- 第10条 避難支援等関係者は、名簿情報の漏えいを防止するため、条例に定める事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 名簿情報は、施錠可能な保管庫等に保管し、閲覧簿を備えるとともに、保管庫等の鍵は、厳重に管理すること。
 - (2) 名簿情報の複製、複写又は電子媒体への変換は原則として行わないこと。
 - (3) 名簿情報の毀損又は汚損により、名簿情報が使用できなくなったときは、 速やかに市長に報告し、指示を受けること。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年3月3日から施行する。

別表第1(第3条関係)

名簿に記載する事項及び名簿情報記載内容(第3条関係)

名簿に記載する事項		名簿情報記載内容
条例第	氏名	住基に登録されている氏名
4条第	カナ氏名	住基に登録されている氏名のカナ表記
2項(1)	生年月日	住基に登録されている生年月日(和暦)
~(6)	性別	「男」又は「女」
	住所又は居所	住基に登録されている住所又は申出のあった
		住所
	電話番号その他の	電話番号若しくはファクシミリ番号又は両方
	連絡先	の番号
条例第	連番	避難行動要支援者毎に1から順に付す番号(
4条第		他のシステム等と共有するものではない。)
2項(7)	年齢	名簿情報の出力時点の年齢
	行政区	住基に登録されている行政区
	避難行動要支援者	条例第3条第1号~第4号に該当する人は「
		●」を表示
	認定要支援者	条例第3条第5号に該当する人について、条
		例施行前から名簿に登録されていた人(旧制
		度) と条例により認定された人(新制度)に
		区分して「●」を表示
	事業所利用	避難行動要支援者が居宅介護事業所又は相談
		支援事業所を利用している場合に「●」を表
		示
	土砂災害危険度	避難行動要支援者の居住地が「土砂災害警戒
		区域」又は「土砂災害特別警戒区域」である
		場合に該当の区域について「●」を表示
	想定浸水深	避難行動要支援者の居住地が最大降水時の想
		定浸水区域である場合に、想定浸水深「0.5M
		未満」「0.5M以上 2.0M未満」「2.0M以上」に
	/	区分して「●」を表示
	個別避難計画※	個別避難計画の作成状況により,「作成済」「
		作成拒否」「作成不要(施設入所,長期入院又
		は市外居住)」「作成不能(居住不明等)」に区
		分して「●」を表示

備考 個別避難計画の「作成不要(施設入所,長期入院,市外居住)」「作成不能(居住不明等)」の各欄については,本人等からの申出又は本人等が名簿情報への記載に同意した場合に記載する。

別表第2(第6条関係)

認定要支援者の認定基準 (第6条第2号関係)

規則第3条第1項に定める認定要支援者は、市内の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域又は最大降水時の想定浸水深が 0.5m以上の区域内に居住する者であって、本人又は代理人(直系血族、同居の親族又は法定代理人)が認定要支援者として認定されることを希望し、かつ、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- 1 令和3年度第2回目の名簿情報作成基準日である令和3年11月16日(※))現在で市の避難行動要支援者名簿登載者であって,条例第3条第1号から第
 - 4号までに該当する者以外の者で引き続き名簿登載を希望する者
- 2 条例第3条第1号から第4号までの要件に該当していた者であって,等級変 更等により同要件に該当しなくなった者
- 3 市又は避難支援等関係者において次のいずれかの要件に該当すると認められる者
 - (1) 要支援1若しくは2又は要介護1若しくは2の認定を受けており、本人の情報取得能力、判断能力又は身体能力等の状態から自ら避難が困難である場合
 - (2) 災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者(高齢者,障害者,乳幼児その他の特に配慮を要する者)に該当し,本人の情報取得能力,判断能力又は身体能力等の状態から避難に一定の支援を要するため,避難支援等実施者の確保等を図る必要がある場合
 - ※ この要綱施行前の最終の名簿情報として避難支援等関係者に提供した日